明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（**内閣府**四二四）　一
○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（**金融庁**七九）　七
○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第一号及び第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等及び金融庁長官が別に定める比率（**同**八〇）　八
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等及び金融庁長官が別に定める比率（**同**八一）　八
○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二第五項第二号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率（**金融庁・農林水産**八）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**一九二、一九三）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一九〇、一九一）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**一一七）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**一〇三）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**一四三～一四五）　九
○道路に関する件（**北海道開発局**一八九～一九二）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
税理士登録者、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二九